

東大阪市子ども・子育て会議（第30回）

会 議 次 第

平成30年9月28日(金)

午前10時00分から12時00分

総合庁舎 22階 会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 第二期東大阪市子ども・子育て支援事業計画について【資料1】

(2) 保育施設入所選考基準について【資料2】

3. その他

- ・ 幼保連携検討部会について（報告）【資料3】
- ・ 平成30年度の入園・入所状況について【資料4】
- ・ 平成30年度民間保育園・小規模保育施設の公募について【資料5】
- ・ 幼児教育無償化について【資料6】

4. 閉会

東大阪市子ども・子育て会議（第30回） 配席表

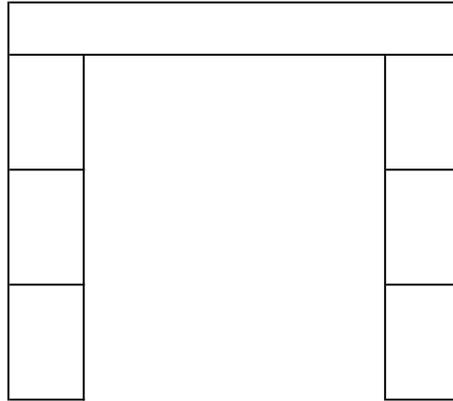
入口

関川会長

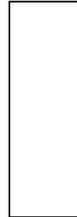
中川副会長



- 田原委員 ○
- 竹村委員 ○
- 中泉委員 ○
- 中洲委員 ○
- 森田委員 ○



- 井上委員
- 奥野委員
- 甲斐委員
- 大畑代理委員



傍聴席



- 社会
福原
部長
- 学校
教育
部次
長
松田
- 学校
教育
部次
長
岩本
- 教育
委員
会次
長
川東
- 副市
立長
花
- 子ど
もす
こや
か部
長
平田
- 保育
室長
関谷
- 子ど
も子
育て
室長
川西



- 青少
年ス
ポー
ツ室
次長
樽井
- 学事
課長
松木
- 学校
教育
推進
室次
長
上田
- 学校
教育
推進
室長
森田
- 保育
室次
長
浅井
- 子育
て支
援課
長
藤原
- 子ど
も応
援課
長
村野
- 施設
指導
課長
山口



- 保育
室次
長
大西
- 子ど
も見
守り
課長
葉師川
- 子ど
も家
庭課
長
大川
- 子ど
もす
こや
か部
次長
菊池

子ども・子育て会議委員名簿(五十音順、敬称略)

		氏名
1	大阪大谷大学教育学部教育学科准教授	井上 寿美
2	幼稚園保護者	奥野 大輔
3	東大阪労働組合総連合委員	甲斐 龍子
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	斎藤 由美子
6	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類	関川 芳孝
7	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
8	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会	田原 広史
9	保育所保護者	中泉 あゆみ
10	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
11	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
12	小学校児童保護者	西濱 靖子
13	公立保育所長代表	中洲 良子
14	東大阪市立小学校長会役員	町 高広
15	東大阪市PTA協議会副会長(母親代表)	宮内 美奈
16	東大阪市私立保育会会長	森田 信司
17	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

配布資料一覧

- 【資料1-1】 第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 【資料1-2】 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方
- 【資料1-3】 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き
- 【資料1-4】 第一期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査 調査票【就学前児童のいる世帯】
- 【資料1-5】 第一期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査 調査票【小学生のいる世帯】
- 【資料1-6】 第一期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査 調査票【妊婦用】
- 【資料2】 平成31年度保育施設入所選考基準
- 【資料3】 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会（第8回）（報告）
- 【参考資料3-1】 平成29年度 こども園に関する課題整理の概要について
- 【参考資料3-2】 年間行事(平成29年度) (行事比較表)
- 【参考資料3-3】 東大阪市立幼保連携型認定こども園 教育・保育カリキュラム (平成30年度) (案)
- 【資料4】 特定教育・保育施設（2号・3号）入所状況の推移
- 【資料5】 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告
- 【資料6】 幼児教育の無償化について

第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

平成30年9月28日

1. 第1期東大阪市子ども・子育て支援事業計画 について

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度により、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に応えていくために、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し環境整備や支援の充実に努めてきました。

2. 第1期計画策定時の調査内容

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を1回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成25年10月1日～10月16日 (但し、平成25年11月5日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成25年9月5日現在、東大阪市内住の就学前児童（0～5歳）	平成25年9月5日現在、東大阪市内住の小学生（6～11歳）	平成25年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成25年10月1日以降である妊婦
調査対象数	6,048件	3,213件	815件
有効回収数	3,148件	1,561件	449件
無効回収数	8件	5件	0件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

3. 事業計画の中間見直しについて

- 本事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めており、中間年にあたる平成29年度に事業計画の見直しを実施しました。
- 見直しを実施した事業
「就学前児童の特定教育・保育の提供量」
「一時預かり事業」

4. 中間見直し時の調査内容

調査地域	東大阪市全域
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を1回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。
調査期間	平成29年6月22日～7月14日 (但し、平成29年7月31日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。
調査対象	平成29年6月12日現在、東大阪市在住の就学前児童(0～5歳)
調査対象数	6,000件
有効回収数	2,439件
無効回収数	15件
有効回収率	40.7%

5. 第2期計画アンケートの考え方

○原則、第1期事業計画において設定した提供区域を踏襲します。

提供区域とは

地理的条件、人口、交通事情、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案して、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から提供区域を設定する必要があります。

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に利用することが可能な区域となるように設定することが求められます。

○提供区域ごとに各事業の需要量を算出するためには、第1期事業計画と同規模で実施する必要があります。

6. 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目①

○就学前児童の学校教育・保育

①施設・事業名	②提供区域	③対象年齢
教育・保育施設 地域型保育事業	ニーズの把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とする。	0～5歳

提供区域・・・施設等の確保に向けた需給調整を検討するために、目安となる区域(圏域)です。

6. 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目②

○地域子ども・子育て支援事業等

①事業名	②提供区域	③対象年齢
延長保育(時間外保育)事業	市域全体	0～5歳
留守家庭児童育成事業	小学校区	1～3年生、4～6年生
子育て短期支援事業(ショートステイ)	市域全体	対象0～18歳 見込み量は0～5歳
地域子育て支援拠点事業	リージョン	0～2歳
一時預かり事業 ・幼稚園型 ・一般型	市域全体	3～5歳 0～5歳
病児保育事業	市域全体	対象は0～5歳、1～6年生 見込み量は0～5歳
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市域全体	対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生

7. 第2期事業計画の調査内容(案)

調査対象	調査概要
就学前児童	特定教育・保育の需要量を中学校区で算出するためには、「第1期計画」、「中間見直し」と同じ規模である約6,000件のアンケート調査を予定
就学児	留守家庭児童育成事業の必要量算出のため、「第1期計画」と同じ規模である約3,200件のアンケート調査を予定
妊婦	妊娠期から切れ目のない支援の充実のため、約800件のアンケート調査を予定

※ 調査概要は、現段階の案であり、予算編成等により変更となる場合があります。

8. 今後、検討が必要な項目について

①新制度の実施

幼児教育の無償化

(平成31年10月から実施予定)

②企業主導型保育事業の動向

特定教育・保育の提供量、一時預かり事業等に影響あり

③在宅の子育て支援事業の拡充

10. (参考)国のスケジュール(案)

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール(案)

平成30年7月30日
第36回子ども・子育て
会議資料1-4

	2018年度									2019年度	2020年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自治体											
国											

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等の考え方

平成30年8月24日

はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成 27 年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成 31 年度（2019 年度）であることから、2020 年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）を基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示する。

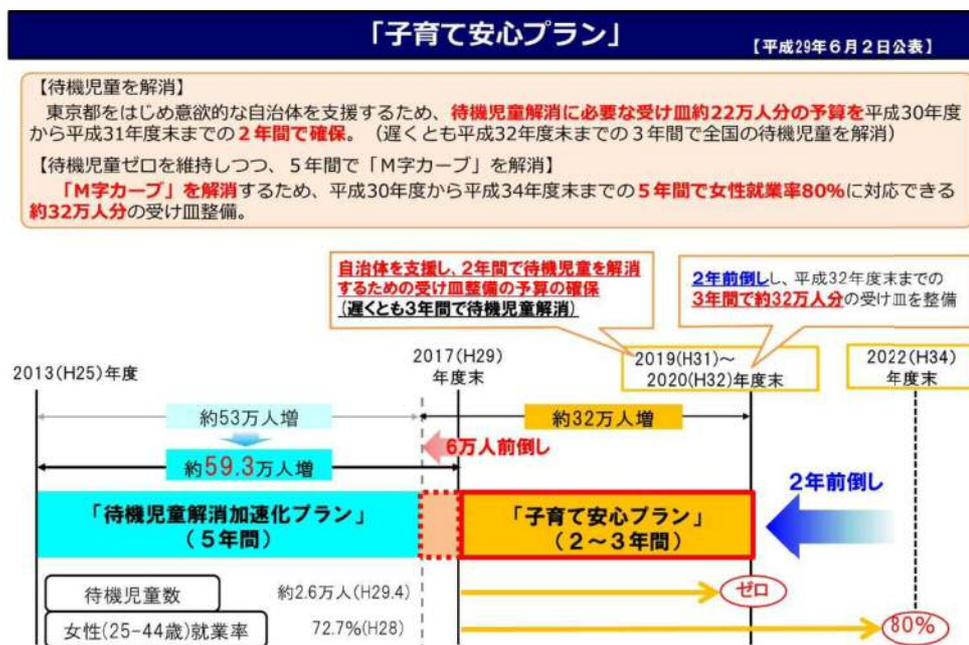
なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している

1 提供体制確保の実施時期の設定（P3）

支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている 2020 年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】子育て安心プラン



2 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について（P9）

量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）によることも可能である。

3 トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、「子育て安心プラン」において、国においては、2018 年度末から 2020 年度末までの 3 年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意するとともに、『子育て安心プラン』の実施方針について（平成 29 年 12 月 21 日子保発 1221 第 1 号厚生労働省子ど

も家庭局保育課長通知)に基づく子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図ること。

また、保育ニーズ(2・3号)のみならず、教育ニーズ(1号)についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園(1号)の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第一期の支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等(基本指針第三の一3(二)に規定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等をいう。以下同じ。)と第二期の支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

4 都市開発部局との十分な情報共有

都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

※ 「10 放課後児童健全育成事業の量の見込み」(後述)も参照。

5 0歳児保育の量の見込み(P38)

0歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・1年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

6 「調査票のイメージ」における設問の修正

第一期の支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」(「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成25年8月6日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)別紙4をいう。以下同じ。)問15-1の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり

り読み替えること。

問 15-1 の選択肢（設問省略）	
1. 幼稚園	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～ 19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ()

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から <u>9</u>	選択肢 3 から <u>10</u>
38	「3 認可保育所」から「 <u>9</u> 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「 <u>10</u> 居宅訪問型保育」

7 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について (P33)

共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的として、「調査票のイメージ」に問 16-2 を追加すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、幼稚園における預かり保育等の取扱いについての量の見込みの算出・確保方策の考え方については、後日別途示す予定である。

問 16-2 問 16で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

8 企業主導型保育施設の地域枠の活用

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、その積極的な活用を図ること。

		2020年度				2021	2022	2023	2024
		1号	2号	3号					
				0歳	1・2歳				
量の見込み		500	500	150	300	…	…	…	…
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	500	480	140	290	…	…	…	…
	企業主導型 保育施設の 地域枠	—	20	10	10	…	…	…	…

9 特定教育・保育施設等の定員の取扱い

(1) 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。

(2) 保育所や認定こども園の整備を新たに行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

10 放課後児童健全育成事業の量の見込み（P40）

(1) 新たに策定するプランにおいては、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することと

しており、これを踏まえ、量の見込みを算出すること（基本指針を改正予定）。

(2) 小学校2年生以上の量の見込みについては、これまでの放課後児童健全育成事業の利用の伸び率や小学校1年生に係る量の見込みとのバランスを見ながら、適切な数字を算出すること。

(3) 放課後児童健全育成事業の利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析や小学校4年生以上の高学年児童の利用ニーズの分析を踏まえ、適切な補正を行うこと。

※ 新たなプランを策定・発出後、本考え方の補足として、当該事業の量の見込みの算出及び提供体制の確保の内容について、新たに策定するプランに基づく考え方を示す予定である。市町村においては、本考え方及び追って発出予定の放課後児童健全育成事業に関する補足の事務連絡の双方を参照いただき、量の見込みの算出等を行っていただきたい。

なお、放課後児童健全育成事業に係る利用希望把握調査等については、上記補足の事務連絡の発出を待たず、他の調査と併せて行うことも差し支えない。

11 子育て短期支援事業の量の見込み（P43）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながることはないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

これを踏まえ、子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

12 利用者支援事業の量の見込み（P66）

利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。

なお、次のように基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…
確保方策	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	母子保健型	5か所	…	…	…	…
確保方策	母子保健型	5か所	…	…	…	…

13 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
2018年度 【～3月】基本指針の改正作業 改正基本指針の公布	【～3月】利用状況把握調査等の実施・ 集計（市町村）
2019年度 【2月頃～】量の見込みと確保方策の 調査（～2020年4月頃）	【～3月】量の見込みの算出・確保方策 の検討等、第二期支援事業計 画の作成作業（市町村及び都 道府県）
2020年度	【4月～】第二期支援事業計画期間開始 （市町村及び都道府県）

市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等
のための手引き

平成26年1月

◆◇ 目 次 ◇◆

< 1> 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

< 2> 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

II. 量の見込みの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

< 3> 提供体制の確保の方策及びその実施時期

< 4> その他

< 1 > 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

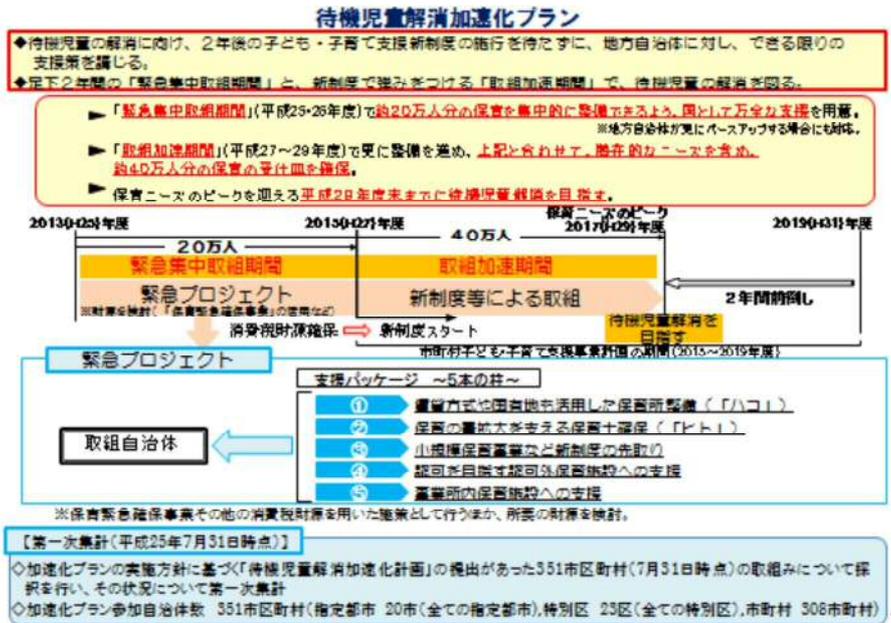
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

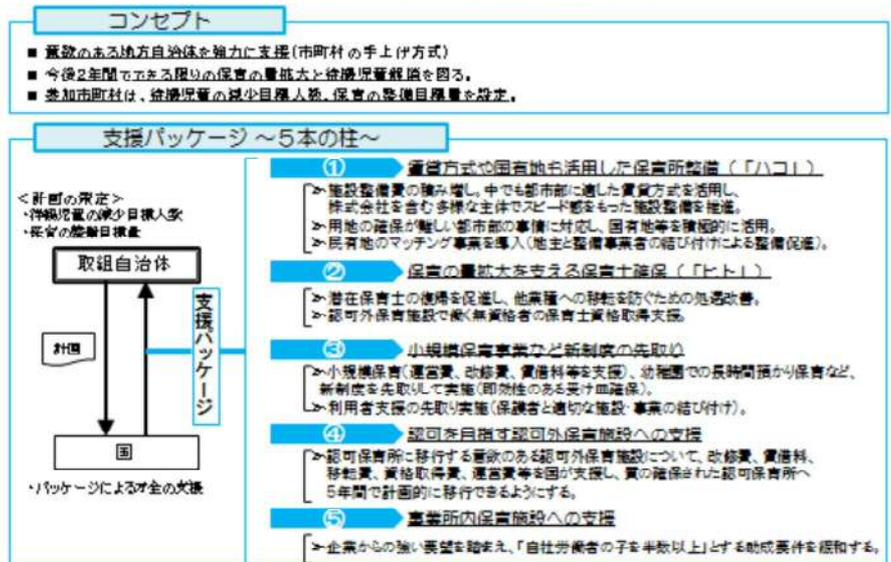
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 階在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、階在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

(注)以下については、現認費で想定しているものであり、今後変更があり得る。

～5本の柱～

- | | |
|---|--|
| <p>1. 賃貸方式や国土地も活用した保育所整備【ハコ】
【施設整備費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇 保育所緊急整備事業
【改修費・賃借料等】 〇 賃貸物件を活用した保育所整備事業 〇 小規模保育施設促進事業(10月19日付要綱改正で創設) 〇 幼稚園併設保育施設改修事業
【土地等の確保】 〇 民有地マッチング事業
【国土地、公有地の活用】 | <p>3. 小規模保育事業など新制度の先取り
【小規模保育運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇 小規模保育事業(利用定員8人以上19人以下の施設)への運営費支援(10月19日付要綱改正で創設) 〇 グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援 〇 長時間保育施設整備事業 〇 幼稚園で行う長時間保育施設への運営費支援 〇 利用者支援の強化に向けた専任職員配置(※) |
| <p>2. 保育の質の向上を支える保育士確保【ヒト】
【保育士確保費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇 保育士養成施設新卒者の確保 〇 保育士の転業継続支援 〇 階在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 〇 再就職研修の実施 〇 職歴証明書の発行支援 〇 保育士の資格取得と継続雇用支援 〇 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援 〇 保育士養成施設入学者に対する移学資金貸付 〇 保育士の処遇改善 〇 保育士の処遇改善 | <p>4. 認可を目指す認可外保育施設への支援
【整備費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇 改修費、賃借料等(10月19日付要綱改正で創設) 〇 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援 〇 認可外移行可能性調査費 〇 移転費用、施設費用等(10月19日付要綱改正で創設) 〇 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】 <p>5. 事業所内保育施設への支援
〇 施設要件を緩和(※)(平成25年度予算数量要求中)</p> |

保育の量的拡大と質の確保

(注1)「5. 事業所内保育施設への支援」は労働福祉関係会社、その他の事業は次中心こども基金により実施。

(注2)※は対象を緩和(保育園等転職事業の活用など)。(次頁以降も同様)

3

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としてある平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

<2> 量の見込みの算出

1. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

II. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡）の別紙 4 「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

1. 家庭類型の分類

(1) 概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類の種類は、タイプ A からタイプ F の 8 種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0 歳～就学前、0 歳、1・2 歳、3 歳～就学前の 4 パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部 ¹)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム

¹ タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法については、p.12 参照。

	(就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C'(フルタイム×パートタイム〔月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D(専業主婦(夫)家庭)、タイプ E'(パートタイム×パートタイム〔いずれかが月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F(無業×無業)は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A(ひとり親家庭)、タイプ B(フルタイム×フルタイム)、タイプ C(フルタイム×パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E(パートタイム×パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部))は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類される。

図表3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプD：専業主婦(夫) ・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプF：無業×無業 	<p>1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム (月120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) 	<p>2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)</p>
<p>↓</p> <p>※ただし現在幼稚園利用</p>	<p>⇒ 2 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)</p>

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問4(調査票の回答者)で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問4で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問5(配偶関係)で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

図表 4 家庭類型算出のための必要となるデータ

項目	設問番号
父母の有無	問 4、問 5 ※問 4 で「3.その他」と回答→集計対象から除く。 ※問 4 で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問 5 で「2.配偶者はいない」と回答→「ひとり親家庭」となる。
母親の就労状況	問 12 (1)、(1) -1
父親の就労状況	問 12 (2)、(2) -1
母親の就労意向	問 13 (1) (パートタイムからフルタイムへの意向) 問 14 (1) (無業から就労への意向)
子どもの年齢	問 2 ※調査又は抽出時点における年齢とする。

注) 上記対象設問の何れかが無回答のサンプルは、集計対象から除く。(ひとり親家庭で問 12(1)、(2)のいずれかが無回答であるものを除く。)

(2) 現在の家庭類型の算出方法

現在の家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ3までの段階がある。

<ステップ1> タイプA（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。

- ① 問4（調査票の回答者）で「3.その他」と回答している場合
→ 当該サンプルを集計対象から除く。
- ② 問4で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問5（配偶関係）で「2. 配偶者はいない」と回答している場合
→ 「タイプA：ひとり親家庭」と設定する。

(参考：関連設問)

問4 この調査票に回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

<ステップ2> タイプBからタイプFの算出

- ① 算出対象サンプルから「タイプA：ひとり親家庭」に設定されたサンプルを除く。
- ② 問12(1)(母親の就労状況)、問12(2)(父親の就労状況)について、選択1と2、選択肢3と4、選択肢5と6は、それぞれ足し合わせ、ひとつのカテゴリーとする。
- ③ 上記の選択肢3と4(パート・アルバイト等で就労)のカテゴリーについて、(1)－1、(2)－1(週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間)を月単位に変換(※)して分類する。
※1週あたり α 日×1日あたり β 時間×4週間
- ④ ③を反映させた問12(1)と問12(2)をクロス集計する。

(参考：関連設問)

問12(1)母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない

問12(1)－1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週あたり□日 1日当たり□□時間

※問12(2)、問12(2)－1は、父親の就労状況に関する設問。選択肢は問12(1)、問12(1)－1と同じのため省略。

クロス集計の結果、3歳から5歳のタイプBからタイプFの設定は以下のとおりとなる。
 タイプC、タイプEについては、父親、母親の何れか、または父親と母親両方の月単位の就労時間が「下限時間以上 120 時間未満」で、かつ以下の基準に該当する場合、タイプC、タイプEと設定される。

【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法（3～5歳）】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
 →タイプC'（タイプCから除く）、またはタイプE'（タイプEから除く）
- ② ①以外
 →タイプC、タイプEのまま

図表5 クロス集計によるタイプBからタイプFの設定（3～5歳）

		母親		父親		
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			
	120時間未満 下限時間以上			タイプE		
	下限時間未満	タイプC		タイプE		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

0～2歳児についても同様のマトリックスを作成し、「下限時間以上 120 時間未満」の区分については、以下の方法で区分けすることを原則とする。ただし、「パートタイム」の区分について、「下限時間以上」「下限時間未満」の2区分とし、「下限時間以上」を同様に以下の方法で区分することも考えられる。

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢3から9）を選択した者、及び

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業) で保育の事業 (選択肢 3 から 10) を選択した者

→タイプ C、タイプ E のまま

② ①以外

→タイプ C' (タイプ C から除く)、またはタイプ E' (タイプ E から除く)

(参考：関連設問)

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 利用している 2. 利用していない

問 15-1 問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園 (通常のが園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育 (通常のが園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)
4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)
6. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)
7. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
10. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)
11. その他 ()

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。(自治体における料金設定を示す)

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
- 11 ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
12. その他（ ）

<ステップ3> 年齢区分別の集計

集計したタイプAからタイプFの家庭類型構成比に、問2（子どもの生年月）から算出した年齢データ（3区分したもの：0歳、1・2歳、3歳以上）をクロス集計する。

図表6 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分	年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプE:パート×パート	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%
タイプF:無業×無業	0歳	%
	1・2歳	%
	3歳以上	%

注) 年齢区分別構成比は、各年齢ごとに合計が100%となる。

(3) 潜在的な家庭類型の算出方法

潜在的な家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ10までの段階がある。

なお、子どものいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことに鑑み、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に着目した潜在的な家庭類型の算出方法のみ記載するが、市町村の判断で、同様に父親の就労状況の変化も見込むことも考えられる。

<ステップ1> 潜在タイプA（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。現在の家庭類型と同じ。

<ステップ2> 潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプB（以下「潜在タイプB」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプB（以下「現在タイプB」という。）に、

- ①母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプC、タイプC'からの転換）、
- ②母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

なお、ステップ2以降の作業については、構成比ではなく実数で考えることとする。

①母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプCとタイプC'のうち、「父親がフルタイム」の場合

→問13(1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者

→タイプBに加え、タイプC、タイプC'からは除く。

図表7 パートタイムからフルタイムへの以降
(タイプC、タイプC からタイプBへの転換)

父親	母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプC		タイプE	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

(参考：関連設問)

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

②母親の無業からフルタイムへの意向

・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択

→タイプBに加え、タイプDからは除く。

図表8 無業からフルタイムへの意向（タイプDからタイプBへの転換）

		母親		父親		
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		
				5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC	タイプC	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC			タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

（参考：関連設問）

問14 問12の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2. 1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
 - 希望する就労形態
 - ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
 - イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
 - 1週当たり□日、1日あたり□□時間

③潜在タイプBの算出

- ・現在タイプBと①と②の移動分を足し合わせる。

＜ステップ3＞ 潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC（以下「潜在タイプC」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC（以下「現在タイプC」という。）に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプEからの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上

→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプCに加え、タイプDからは除く。

※「月単位の就労時間」については、問14(1)の「1週当たり α 日×1日当たり β 時間×4週間で計算する。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ C に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

図表 9 無業からフルタイムへの意向（タイプ D からタイプ C への転換）

母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	
父親					
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC	タイプD
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE	タイプD
	120時間未満 下限時間以上	タイプC	タイプE	タイプE	タイプD
	下限時間未満	タイプC	タイプE	タイプE	タイプD
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD	タイプD	タイプD	タイプF

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ E のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E から除く。
- ・タイプ E' のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E' から除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプ D のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプ C に加え、タイプ D から除く

図表 10 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
（タイプ D、E、E' からタイプ C への転換）

母親		父親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

④潜在タイプ C の算出

- ・現在タイプ C からタイプ B への移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

＜ステップ4＞ 潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC'（以下「潜在タイプC'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC'（以下「現在タイプC'」という。）に加え、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプE'からの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加えるがある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプC'に加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプC'に加える者に該当する。

【3～5歳】

- ① 問15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプC'に加え、タイプDからは除く
- ② ①以外

【0～2歳】

- ① 問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢3から9）を選択した者、及び
問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢3から10）を選択した者
- ② ①以外
→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 11 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプC' への転換）

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC	タイプC'	タイプC'	タイプD
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE	タイプE'	タイプE'	タイプD
	120時間未満 下限時間以上	タイプC		タイプE'	タイプE'	タイプE'	タイプD
	下限時間未満	タイプC		タイプE'	タイプE'	タイプE'	タイプD
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプD	タイプD	タイプD	タイプF

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ E' のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問 13 (1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C' に加え、タイプ E' からは除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプ D のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問 14 (1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプ C' に加え、タイプ D からは除く

図表 12 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプE、DからタイプCへの転換)

父親	母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'		
	下限時間未満	タイプC		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

④潜在タイプCの算出

- ・現在タイプC' からタイプB への移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

<ステップ5> 潜在タイプE (パートタイム×パートタイム) の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE (以下「潜在タイプE」という。) は、現在の家庭類型におけるタイプE (以下「現在タイプE」という。) に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向 (タイプDからの転換) を加える必要がある。
また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム (月下限時間以上)」の場合
→問 14 (1) (無業の母親の就労希望) で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上
→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部 (※)
→タイプEに加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ E に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

②潜在タイプ E の算出

- ・現在タイプ E からタイプ C への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 13 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプEへの転換）

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC	タイプC		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD	
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

＜ステップ6＞ 潜在タイプE'（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE'（以下「潜在タイプE'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE'（以下「現在タイプE'」という。）に、

①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出したC'への移動分を除く必要がある。

① 母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合

→問 14 (1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合

→問 14 (1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」下限時間

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプE'に加える者に該当する。

【3～5歳】

- ① 問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプ E' に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

【0～2歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
- ② ①以外
→タイプ E' に加え、タイプ D からは除く

②潜在タイプ E' の算出

- ・現在タイプ E' からタイプ C、タイプ C' への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 14 無業からパートタイムへの意向（タイプ D からタイプ E' への転換）

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">タイプD</div> </div>		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE			
	120時間未満 下限時間以上	タイプC	タイプE	タイプE			
	下限時間未満	タイプC	タイプE	タイプE			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプF			

＜ステップ7＞ 潜在タイプD（専業主婦（夫））の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプD（以下「潜在タイプD」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプD（以下「現在タイプD」という。）に、

①母親の無業からパートタイム・フルタイムへの意向（タイプFからの転換）を加える必要がある。（潜在タイプD-1）

この場合、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出した潜在タイプC'への移動分、ステップ5で算出した潜在タイプEへの移動分、ステップ6で算出した潜在タイプE'への移動分を除く必要がある。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプC、C'、E、E'からの転換）については、市町村の判断で、タイプDに加え（潜在タイプD-2）、タイプC、C'、E、E'から除くことも可能である。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプF（無業×無業）の場合、
→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択
→タイプDに加え、タイプFからは除く。

②潜在タイプD-1の算出

- ・現在タイプDから、タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

③母親のパートから無職への意向（潜在タイプD-2）の算出

- ・タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'のうち、「父親がフルタイムまたはパートタイム」の場合
→問13（1）で母親が「4. パート・アルバイト等（フルタイム以外）をやめて子育てや家事に専念したい」を選択
→タイプDに加え、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'からは除く。

図表 15 無業からパート・フルタイムへの意向（タイプ F からタイプ D への転換）等

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC	タイプC	タイプC	タイプD
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE	タイプE		
	120時間未満 下限時間以上	タイプC	タイプE	タイプE	タイプE		
	下限時間未満	タイプC	タイプE	タイプE	タイプE		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD	タイプD	タイプF	

<ステップ 8> 潜在タイプ F（無業×無業）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプ F（以下「潜在タイプ F」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプ F（以下「現在タイプ F」という。）から、他のタイプへの移動分を除いたものである。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプ D からの転換）については、市町村の判断で、タイプ F に加え、タイプ D からは除くことも可能である。

- ① 現在タイプ F から、他のタイプへの移動分を除く。
- ② 母親のパートタイプから無職への意向を加える。
 タイプ D のうち、「父親が無職」の場合
 →問 13 (1) で母親が「4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい」を選択
 →タイプ F に加え、タイプ D からは除く。

<ステップ 9> 年齢区分別のクロス集計

タイプ A から F のデータに、問 2 から算出した年齢区分のデータをクロス集計する。

<ステップ 10> 構成比の算出

タイプ A から F 及びその年齢区分別データの構成比を算出する。

図表 16 家庭類型集計結果の入力シート

1. 家庭類型集計結果 シートA

■ 0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■ 0歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■ 1・2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■ 3歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

図表 17 家庭類型と関連する事業の分類（再掲）

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ C'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D：専業主婦 (夫) ・タイプ E'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F：無業×無業 	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ A：ひとり親家庭 ・タイプ B：フルタイム×フルタイム ・タイプ C：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) 	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
 ※ただし現在幼稚園利用	 2 保育認定① (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ C'（フルタイム×パートタイム [月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ D（専業主婦（夫））、潜在タイプ E'（パートタイム×パートタイム [いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ F（無業×無業）を対象として算出する。「量の見込み」は、潜在家庭類型ごとに算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

（参考：関連設問）

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。（自治体における料金設定を示す）

- 1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
- 2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
- 3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
- 4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
- 5. 小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
- 6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
- 7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
- 8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
- 9. その他の認可外の保育施設
- 10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
- 11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
- 12. その他（ ）

図表 18 利用意向率集計結果の入力シート（1号認定）

■ 3歳～就学前家庭のみ
① 1号認定（認定こども園及び幼稚園）

	現在の利用率（割合）	利用意向率（割合）
タイプC フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	任意	
タイプD 専業主婦（夫）	任意	
タイプE パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	任意	
タイプF 無業×無業	任意	

4) 量の見込みの算出方法

① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成15年8月「地域行動計画策定の手引き」の「II 人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」（平成25年3月）も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

② 量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 19 量の見込みの算出プロセス（1号認定）

■ 3歳～就学前家庭のみ
<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数（人）	b:潜在家族類型（割合）	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（日13時間以上＋下部時間～120時間の一部）			
タイプC フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下部時間～120時間の一部）			
タイプD 専業主婦（夫）			
タイプE パート×パート（双方月120時間以上＋下部時間～120時間の一部）			
タイプE パート×パート（いずれかが下部時間未満＋下部時間～120時間の一部）			
タイプF 無業×無業			

<ニーズ量の算出>
① <1号認定>（認定こども園及び幼稚園）

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率（割合）	e:ニーズ量（人）
タイプC フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下部時間～120時間の一部）			
タイプD 専業主婦（夫）			
タイプE パート×パート（いずれかが下部時間未満＋下部時間～120時間の一部）			
タイプF 無業×無業			

(2) 2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2)の対象者について、問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)に回答した者のうち、問15-1で「1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)」を選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

(参考：関連設問)

問15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 利用している	2. 利用していない
-----------	------------

問15-1 問15で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)
4. 認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 家庭的保育(保育者の家庭等で子どもを保育する事業)
6. 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)
7. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
10. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)
11. その他() |
|---|

図表 20 利用意向率集計結果の入力シート
(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

② 2号認定

(1) 幼稚園の利用希望が強いと想定

	現在の利用率 割合)	利用意向率 割合)
タイプA ひとり親	任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数 (人)」×「利用意向率 (割合)」＝「量の見込み (人)」

図表 21 量の見込みの算出プロセス
(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

■ 3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)	b:潜在家族類型 割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(月120時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

<ニーズ量の算出>

②<2号認定> 幼稚園)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率 割合)	e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=

(3) 2号認定（認定こども園及び保育所）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」から「10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）から、「2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合を算出する。

図表 22 利用意向率集計結果の入力シート（2号認定：認定こども園及び保育所）

② 2号認定

(2) 認定こども園及び保育所

	現在の利用率 割合)	利用意向率 割合)
タイプA ひとり親	任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 23 量の見込みの算出プロセス（2号認定：認定こども園及び保育所）

■ 3歳～就学前家庭のみ

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数 (人)	b:潜在家族類型 割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム [月120時間以上+月下限時間～120時間の一部]		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム [月120時間未満+月下限時間～120時間の一部]		×	=
タイプD 専業主婦 (夫)		×	=
タイプE パート×パート [双方月120時間以上+月下限時間～120時間の一部]		×	=
タイプE パート×パート [いずれかが月120時間未満+月下限時間～120時間の一部]		×	=
タイプF 無業×無業	×	=	

＜ニーズ量の算出＞

③＜2号認定＞ 認定こども園及び保育所)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率 割合)	e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム [月120時間以上+月下限時間～120時間の一部]		×	=
タイプE パート×パート [双方月120時間以上+月下限時間～120時間の一部]		×	=

なお、(1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）、(2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）及び(3) 2号認定（認定こども園及び保育所）の数は、現在幼稚園又は認可保育所（※）を利用している自市町村に居住する3～5歳の子ども数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

(4) 3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム [月120時間以上+月下限時間～120時間の一部]）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム [双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳、1・2歳の区分で算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問16で「3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」から「10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

図表 24 利用意向率集計結果の入力シート
(3号認定：認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■ 0歳家庭のみ

①<3号認定> (認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	現在の利用率 (割合)	利用意向率 (割合)
タイプA ひとり親	任意	
タイプB フルタイム×フルタイム	任意	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	任意	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	任意	

■ 1・2歳家庭のみ

①<3号認定> (認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	現在の利用率 (割合)	利用意向率 (割合)
タイプA ひとり親	任意	
タイプB フルタイム×フルタイム	任意	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	任意	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)	任意	

なお、(4) 3号認定(認定こども園及び保育所＋地域型保育)の数は、現在認可保育所(※)を利用している各市町村に居住する0-2歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

図表 25 量の見込みの算出プロセス
(3号認定：認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■ 0歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)	b:潜在家族類型 割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=

<ニーズ量の算出>

①<3号認定> 認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率 割合)	e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=

■ 1・2歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)	b:潜在家族類型 割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=

<ニーズ量の算出>

①<3号認定> 認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率 割合)	e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月12時間以上+下部時間～12時間の一部)		×	=

5) 留意事項

上記4)により算出された「量の見込み」に関して、基本指針案第三の三の1等を踏まえ、育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たって、0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。

その際、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・上記1) 2)の対象者(0歳児)のうち、間15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、「3認可保育所」から「9居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者のうち、間30-6(1)①において「1希望する保育所に入るため」と回答している者の割合(育児明けの利用意向率)を算出し、上記4)①の「家族類型別児童数(0歳児)」に掛け合わせる(育児明けの利用意向の児童数)
- ・「育児明けの利用意向の児童数」を、上記4)②の0歳児の「量の見込み(人)」から差し引く。

※この方法により計算をした場合に、0歳児の「量の見込み(人)」が現在の0歳児の利用児童数よりも減る場合には、「育児明けの利用意向の児童数」をゼロとすることも考えられる。

※0歳児の「量の見込み(人)」から差し引いた「育児明けの利用意向の児童数」については、特に供給不足となっている自治体においては、1(・2)歳児に係る整備量を早期に増やすことが求められる。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

(1) 時間外保育事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A (ひとり親家庭)、潜在タイプ B (フルタイム×フルタイム)、潜在タイプ C (フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部])、潜在タイプ E (パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部]) を対象として算出する。

2) 対象年齢

0 歳から 5 歳以下を対象とする。

3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、
問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業) に回答したもののうち、「3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択している、かつ、
問 15-2 (2) (利用希望時間) で、「18 時以降」と記入してある場合の割合を算出する。(但し、無回答を除いて割り戻す)

なお、ここでは時間外保育事業の時間設定について「18 時以降」としたが、各自治体の実状に応じて変更可能とする。

(参考：関連設問)

問 15-2 平日に定期的にご利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間 (何時から何時まで) かを、□内に具体的な数字でご記入ください (数字は一桁に一字)。時間は必ず (例) 09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください。

(1) 現在

1 週あたり□日 1 日あたり□□時間 (□□時~□□時)

(2) 希望

1 週あたり□日 1 日あたり□□時間 (□□時~□□時)

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 26 量の見込みの算出プロセス（時間外保育事業）

<家族類型別児童数の算出>			
	a:推計児童数（人）	b:潜在家庭類型 割合	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
<ニーズ量の算出>			
	c:家庭類型別児童数	d:利用意向率 割合	e:ニーズ量（人）
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=

【注】0～5歳以下家庭のみ

(2) 放課後児童健全育成事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

ただし、「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」の利用希望を選択し、かつ、6. 以外の選択肢も選択している者について、「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」の利用希望が週 1～2 回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能とする。

（参考：関連設問）

問 26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず、（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週□日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週□日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週□日くらい
4. 児童館 ※1	週□日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週□日くらい
6. 放課後児童クラブ [学童保育]	週□日くらい
	→下校時から□□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週□日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週□日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

※問 27 は、小学校高学年になった時を想定した設問。選択肢は問 26 と同じのため省略。

図表 27 利用意向率集計結果の入力シート（放課後児童健全育成事業）

■低学年

	利用意向率 割合
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

■高学年

	利用意向率 割合
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 28 量の見込みの算出プロセス（放課後児童健全育成事業）

<低学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)		b:潜在家庭類型 割合)		c:家庭類型別児童数 (人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数 (人)		d:利用意向率 割合)		e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】6歳～8歳家庭のみ

<高学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)		b:潜在家庭類型 割合)		c:家庭類型別児童数 (人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数 (人)		d:利用意向率 割合)		e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】9～11歳家庭のみ

(3) 子育て短期支援事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 25（泊りがけの預け先）に回答した者のうち、「イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を算出する。

但し、「エ. 仕方なく子どもを同行させた」や、問 25-1（親族・知人にみてもらった時の困難度）の設問を設けている場合、「ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、「1. 非常に困難」「2. どちらかという困難」と回答した割合を加えることも可能とする。

②利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 25（泊りがけの預け先）の「1. あった」の「イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

①の但し書きにより、算入対象を広げている場合は、当該選択肢も含めた「平均日数」を算出する。

（参考：関連設問）

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

1. あった	ア.（同居者を含む）親戚・知人にみてもらった	□□泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した （児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	□□泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	□□泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	□□泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□□泊
	カ. その他（ ）	□□泊
2. なかった		

問 25-1 「1. あった ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難	2. どちらかという困難	3. 特に困難ではない
----------	--------------	-------------

図表 29 利用意向集計結果の入力シート（子育て短期支援事業）

	利用意向率（割合）	利用意向日数（日）	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上+下限時間～120時間の一部）			
タイプC' フルタイム×パートタイム（下限時間未満+下限時間～120時間の一部）			
タイプD 専業主婦（夫）			
タイプE パート×パート（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）			
タイプE' パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部）			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は、就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して、就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 30 量の見込みの算出プロセス（子育て短期支援事業）

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数（人）	b:潜在家庭類型（割合）	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム（下限時間未満+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプD 専業主婦（夫）		×	=
タイプE パート×パート（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプE' パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

<ニーズ量の算出>

	c:家族類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量（人日）
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム（月120時間以上+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム（下限時間未満+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプD 専業主婦（夫）		×	=
タイプE パート×パート（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプE' パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

【注】0～5歳以下家庭のみ

(4) 地域子育て支援拠点事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から2歳のみを対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向回数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向回数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 17（地域子育て支援拠点事業の利用状況）で「1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過したり、相談をする場）（を利用している）」と回答した者の人数と、問 18（地域子育て支援拠点事業の利用意向）で、「1. 利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数を、回答者全体の人数（問 17 または問 18 の無回答の人数を除く）で割ったものを算出する。

② 利用意向回数

上記1) 2) の対象者について、問 17（地域子育て支援拠点事業の利用状況）で「1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過したり、相談をする場）（を利用している）」と回答した者と、問 18（地域子育て支援拠点事業の利用意向）で、「1. 利用していないが、今後利用したい」「2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の月当たり平均利用回数

（参考：関連設問）

問 17 宛名のお子さんとは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過したり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

- | |
|--|
| <p>1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過したり、相談をする場）
1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度</p> <p>2. その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名：<input type="text"/>）
1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度</p> <p>3. 利用していない</p> |
|--|

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい
 - 1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
 - 1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

図表 31 利用意向集計結果の入力シート（地域子育て支援拠点事業）

	利用意向率 割合)	平均利用意向回数 回)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～2歳家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

図表 32 量の見込みの算出プロセス（地域子育て支援拠点事業）

＜家族類型別児童数の算出＞			
	a:推計児童数（人）	b:潜在家庭類型 割合	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(月90時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

＜ニーズ量の算出＞			
	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量（人回）
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(月90時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

【注】0～2歳以下家庭のみ

（５）一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）については、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」とそれ以外で、見込み量の算出方法が異なる。

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）＞

１）対象となる潜在家庭類型

以下①は潜在家庭類型 C'、D、E'、F を対象として、以下②は潜在家庭類型 A、B、C、E を対象として算出する。

２）対象年齢

３歳から５歳以下を対象とする。

３）利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

１号認定による利用と２号認定による利用で、算出方法が異なる。

① 1号認定による利用

【利用意向率】

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）×
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）
を算出する。

※ア：以下の割合

上記1) 2) の対象者について、

- ・問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択 かつ
- ・問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」と選択した者が、これらの問の回答者数に占める割合

※イ：以下の割合

- ・問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択 かつ
- ・問 23（不定期事業の利用状況）で、「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」から「6. その他」を選択した者のうち、問 23 で「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」または「2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）」を選択した者の割合

【利用意向日数】

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で「1. 利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

② 2号認定による利用

【利用意向率】

1.0

※「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー。

【利用意向日数】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの問 12 (1) - 1

② 2号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数（P33-34で算出したもの）

イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

図表 34 量の見込みの算出プロセス（預かり保育）

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数（人）	b:潜在家庭類型（割合）	c:家庭類型別児童数
タイプC フルタイム×パートタイム（非課税未満+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプD 専業主婦（夫）			
タイプE パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部）			
タイプF 無業×無業			

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量（人日）
タイプC フルタイム×パートタイム（非課税未満+下限時間～120時間の一部）		×	=
タイプD 専業主婦（夫）			
タイプE パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部）			
タイプF 無業×無業			

【注】3～5歳以下家庭のみ

<2号認定による定期的な利用>

<家族類型別児童数の算出>

	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム（日120時間以上+下限時間～120時間の一部）	
タイプE パート×パート（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量（人日）
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム（日120時間以上+下限時間～120時間の一部）			
タイプE パート×パート（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）			

【注】3～5歳以下家庭のみ

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外>

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 24 (不定期事業の利用意向) に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 24 (不定期事業の利用意向) で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

図表 35 利用意向集計結果の入力シート (預かり保育以外)

■上記以外

	利用意向率 (割合)	利用意向日数 (日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月12時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」

— 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)(1号認定による利用のみ)の利用意向日数」

— 「問 23(不定期事業の利用状況)における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み(人日)」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

5) 留意事項

①上記1)～4)の方法によるほか、以下の方法によることも可。

1') 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2') 対象年齢

0歳から2歳以下を対象とする。

3') 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

4') 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」

＝「問 23（不定期事業の利用状況）における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み（人日）」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

- ②トワイライトステイについては、就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

- ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた 日
- ケ. その他 () 日

問 22-2 問 22-1 で「ア.」「イ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当
てはまる番号 1 つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください（数字は一
桁に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前
にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい 日
2. 利用したいとは思わない

図表 37 利用意向集計結果の入力シート（病児・病後児保育等）

	発生頻度	利用意向日数 (日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			

【注】0~就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」=「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数 (人)」×「利用意向」=「量の見込み (人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児
に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、
当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

または、就学児の利用意向については、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金において、
「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該
研究班で実施した下記の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出するこ
とも考えられる。

(実態調査結果 (平成 24 年度 1 年間の年齢別利用児童割合)

: 0 歳 10.1%、1 歳 32.6%、2 歳 18.1%、3 歳 12.6%、4 歳 10.3%、5 歳 7.9%、
6 歳 4.2%、7 歳 2.4%、8 歳 1.2%、9 歳 0.4%、10 歳以上 0.2%)

図表 38 量の見込みの算出プロセス（病児・病後児保育等）

<0～5歳以下家庭のみ>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数（人）	b:潜在家庭類型 割合	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム <small>（月120時間以上+下限時間～120時間の一部）</small>		×	=
タイプE パート×パート <small>（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）</small>		×	=

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量（人日）
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム <small>（月120時間以上+下限時間～120時間の一部）</small>		×	=
タイプE パート×パート <small>（双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部）</small>		×	=

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

1）対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2）対象年齢

5歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

3）利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1）2）の対象者について、

低学年については、問26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

② 利用意向日数

上記1）2）の対象者について、低学年は問26、高学年は問27で「7. ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を算出する。

図表 39 利用意向集計結果の入力シート（ファミリー・サポート・センター）

■低学年

	利用意向率 (割合)	利用意向日数 (日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(制限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】6～8歳以下家庭のみ

■高学年

	利用意向率 (割合)	利用意向日数 (日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(制限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】9～11歳以下家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 40 量の見込みの算出プロセス（ファミリー・サポート・センター）

<低学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)	b:潜在家庭類型 (割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム (月臨時未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦 (夫)		×	=
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業	×	=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量 (人日)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム (月臨時未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦 (夫)		×	=
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業	×	=	

【注】6歳～8歳家庭のみ

<高学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数 (人)	b:潜在家庭類型 (割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム (月臨時未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦 (夫)		×	=
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業	×	=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量 (人日)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム (月臨時未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦 (夫)		×	=
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未済+下限時間~120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業	×	=	

【注】9～11歳家庭のみ

(8) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（2中学校区など）に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。

この際に、自治体独自で、例えば、問19の⑥の「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。

(参考：関連設問)

問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

①母親（父親）学級、両親学級、育児学級

A知っている（はい・いいえ）、Bこれまでに利用したことがある（はい・いいえ）

C今後利用したい（はい・いいえ）

②保健センターの情報・相談事業

③家庭教育に関する学級・講座

④教育相談センター・教育相談室

⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放

⑥子育ての総合相談窓口

⑦自治体発行の子育て支援情報誌

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

I 教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	市内 350人 <u>B市</u> <u>100人</u> C市 50人	市内 450人 <u>B市</u> <u>10人</u> C市 20人	市内 200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50人 D市 20人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		1000人	1100人	800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る量の見込みを記載		
(他市町村の子ども)		<u>A市</u> <u>100人</u> E市 30人	<u>A市</u> <u>10人</u>	-				
確保 方 策	特定教育・保育施設	市内 1000人	市内 1100人	市内 200人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方を記載		
	(他市町村の子ども)	130人	10人					
	特定地域型保育事業			市内 800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方を記載		
	(他市町村の子ども)			E市 10人				

2. 確認を受けない幼稚園の取扱い

基本指針(案)において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては「特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされているが、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園(確認を受けない幼稚園)については、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	300人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	(確認を受けない幼稚園)	200人						
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・

3. 認可外保育施設の取扱い

基本指針(案)において、「当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされているが、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	500人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・
	認可外保育施設(※)		50人	50人				

※市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

4. 共働き等家庭の幼稚園利用の取扱い

幼稚園の2号認定（3-5歳、保育の必要性有り）のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本であるが、2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定（3-5歳、保育の必要性なし）の確保方策として記載することを可能とする。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号					
				幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外
量の見込み		500人	600人		300人
			100人(※)	500人				
確保方策	特定教育・保育施設	600人	500人		200人
	特定地域型保育事業				50人

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

なお、幼稚園の認定こども園への移行については、基本指針(案)第三の二の4及び四の3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載すること。

II 地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

2. 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	① 1号認定による利用	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
	② 2号認定による利用	500人日	500人日			
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型) ※	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・

※ ②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

3. 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		2000人日	2300人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1200人日	1500人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	700人日	700人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	100人日	100人日			

4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	病児保育事業	850人日	850人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支 援事業 (病児・緊急対応強化事業)	150人日	150人日	・・・	・・・	・・・

5. 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	子育て援助活動 支援事業(就学 後)	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

6. 利用者支援

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		5か所	5か所	・・・	・・・	・・・
確保方策		○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

7. 妊婦に対する健康診査

※ニーズ調査によらずに推計

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人 健診回数(※)	500人 健診回数(※)	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	・・・	・・・	・・・	

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

8. 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

※ニーズ調査によらずに推計

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	500人	500人	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センター 委託団体等： ○○協会	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センター 委託団体等： ○○協会	・・・	・・・	・・・

< 4 >その他

I 「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」こととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

(記載イメージ)

「○○区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、○人とする。」

「△△区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、△人とする。」